

# 選挙管理委員会事務局

## 第1 監査の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査の種類  | 定期監査及び行政監査   |
| 2 監査対象   | 選挙管理委員会事務局   |
| 3 事前調査期間 | 平成29年5月26日   |
| 4 監査期間   | 平成29年8月 8日   |
| 5 監査対象年度 | 平成28年度   |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等  |
| 7 監査方法   | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

## 第2 監査対象の概要

選挙管理委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成29年4月1日現在）は、次のとおりである。

各種選挙の管理・執行、各種選挙人名簿の調製、選挙啓発事業、検察審査員候補者予定者の選定、裁判員候補者予定者の選定、地方自治法等に定める議会の解散・特定公務員の解職請求、選挙資格の照会・回答に関する事務等を所掌する。（職員3名、併任職員9名）

## 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

### 1 指摘事項

#### (1) 支出事務について

通常払で支出した報償費及び報酬において、支出命令書に前金払と誤って記載していた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

### 2 意見

#### (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を

講じること。

ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】

イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】

ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(\*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】

\* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

エ 選挙事務は短期間に大量の事務を処理しなければならない。専任職員に事務が偏らないよう併任職員である総務課職員との事務分担の適正化を図り、時間外勤務の縮減につなげること。【改善事項】

## (2) 任務目的について

業務棚卸表において「有権者の政治意識の醸成」を選挙管理委員会の任務目的として設定し、様々な事業に取り組んでいる。「政治意識」は、子どもころから教育・啓発を繰り返し行うことにより身に付くものであると言える。したがって、「有権者」だけではなく、子どもを含む「全ての市民」の政治意識の醸成を任務目的とすることがふさわしいと考えられるため、見直しを検討すること。【要望事項】

## (3) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】

## (4) 選挙啓発について

ア 業務棚卸表において、組織の任務目的を達成するために必要な手段として、選挙時以外の常時選挙啓発を挙げ、その啓発回数を指標としている。しかし、この指標では啓発の効果の有無にかかわらず回数が多寡により成果を評価することになってしまい適切ではないと考える。指標には選挙における投票率の具体的な数値を掲げ、それを達成するためにどのような啓発が必要かを考えるべきであり、そのために必要な予算を確保し、事業を遂行していくこと。【改善事項】

イ 平成28年に有権者の年齢要件が18歳以上に引き下げられたことから、若者に対する啓発の重要性はますます増大している。これまでも高等学校での選挙に関する出前授業や投票箱の貸出しなどの啓発活動を行っているが、高校生などの若者を対象とした啓発活動にこれまで以上に積極的に取り組むこと。また、選挙管理委員の意見もよく参考にして、より効果的な啓発活動に取り組むこと。【改善事項】

ウ 選挙管理委員会は「明るい選挙推進協議会」と連携して地区におけるイベントなどにおいて選挙啓発活動を行っているが、その手法などを改めて見直し、より効果的な啓発活動となるよう工夫すること。 **【改善事項】**

(5) 期日前投票所について

平成29年度に開設された南消防署南部分署に新たな期日前投票所を設置しようとしているが、設置に当たっては駐車場の確保や投票者の交通安全に十分に配慮すること。

**【要望事項】**